

下野市避難行動要支援者対応マニュアル



平成28年3月

下野市健康福祉部

目 次

1	はじめに	1
(1)	目 的	1
(2)	対象者	1
2	平時の対応	2
(1)	下野市避難行動要支援者支援班の設置（下野市健康福祉部）	2
①	社会福祉班	3
②	こども福祉班	3
③	高齢福祉班	3
④	健康増進班	3
(2)	避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成と管理	4
①	実態把握調査	4
②	避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成	5
③	避難行動要支援者名簿未登録者の対応	5
④	避難行動要支援者名簿及び個別計画の管理	5
(3)	避難行動要支援者名簿の民生委員・児童委員への配布	6
①	避難行動要支援者名簿等の配布	6
②	避難行動要支援者名簿及び個別計画の補足	6
③	避難行動要支援者名簿及び個別計画の管理	6
(4)	災害時等安否確認連絡体制の整備	7
①	情報伝達の流れ	7
②	安否確認結果報告体制	10
③	連絡及び情報の伝達方法（手段）	11
(5)	福祉避難所の整備	12
①	福祉避難所の確保	12
②	医療支援スタッフの確保	12
③	避難所での情報伝達体制の確立	12
(6)	防災学習会・防災訓練の実施	13
①	要支援者支援防災学習会の開催	13
②	安否確認連絡訓練の実施	13
(7)	要支援者支援人材育成・普及啓発活動	13
①	要支援者支援体制の整備	13
②	要支援者支援活動を担う人材の育成	13
③	要支援者の防災知識の普及啓発	13
(8)	体制の強化	13
①	県及び他の市町村との協力体制の確立	13
②	民間福祉避難所の指定	14
③	社会福祉施設相互間の協力体制の構築	14

3	要支援者自身の防災対策	14
(1)	障害に応じた必需品の準備	14
(2)	防災訓練への積極的参加	14
4	日常生活における災害時等の対応	14
(1)	日常生活における要支援者支援	14
①	要支援者の定期的訪問等	14
②	要支援者の総合的・包括的支援	15
(2)	感染症等の発生時における要支援者支援	15
①	要支援者一斉確認の要請	15
②	要支援者一斉確認の実施	15
③	状態確認による要支援者支援	15
5	災害発生時の対応（風水害、震災等）	16
	～風水害編～	16
(1)	災害発生の可能性が高まった段階から救出救命期（災害発生後6時間）までの対応	16
①	災害対策本部の設置と連携	16
②	避難準備情報の伝達	16
③	避難誘導	16
④	安否確認	17
(2)	避難救命期（災害発生後6時間～7.2時間程度）までの対応	17
①	県及び他市町村への応援要請	17
②	福祉避難所及び民間福祉避難所の開設	17
③	福祉避難所の運営	17
④	放置すると生命に関わる疾病を有している要支援者への対応	18
(3)	応急対策期（災害発生後7.2時間～1週間程度）までの対応	19
①	支援スタッフの配置	19
②	ボランティアとの連携	19
③	要支援者の特性に配慮した物資等の配布	19
(4)	復旧期（1週間～2週間程度）までの対応	19
①	要支援者への相談体制の整備	19
②	要支援者に対するメンタルヘルスケアの実施	20
(5)	復興対策期（2週間～）の対応	20
①	保健福祉サービスの提供	20
②	要支援者の優先入居	20
	～震災編～	21
(1)	災害発生直後から救出救命期（災害発生後6時間）までの対応	21
①	災害対策本部の設置と連携	21
②	避難誘導	21
③	安否確認	21

(2) 避難救命期（災害発生後6時間～7.2時間程度）までの対応	22
① 県及び他市町村への応援要請	22
② 福祉避難所及び民間福祉避難所の開設	22
③ 福祉避難所の運営	22
④ 放置すると生命に関わる疾病を有している要支援者への対応	23
(3) 応急対策期（災害発生後7.2時間～1週間程度）までの対応	23
① 支援スタッフの配置	23
② ボランティアとの連携	23
③ 要支援者の特性に配慮した物資等の配布	23
(4) 復旧期（1週間～2週間程度）までの対応	24
① 要支援者への相談体制の整備	24
② 要支援者に対するメンタルヘルスクアの実施	24
(5) 復興対策期（2週間～）の対応	24
① 保健福祉サービスの提供	24
② 要支援者の優先入居	24
6 災害時等安否確認の実施の発令	25
(1) 日常生活における発令	25
(2) 風水害時における発令	25
(3) 震災時における発令	25
① 震度5強以上の地震が下野市地内で観測された場合	25
② 震度5弱の地震が下野市地内で観測された場合	25
③ 震度4の地震が下野市地内で観測された場合	26
〈参 考〉	
◎災害時安否確認システム	26
◎委託事業者における体制	26
〈指定避難所一覧〉	
1 国分寺地区	27
2 石橋地区	27
3 南河内地区	28
〈確認を要する社会福祉施設一覧〉	
1 児童福祉施設等	28
2 老人福祉施設	29
3 知的・身体障がい者施設	30
4 精神障がい者社会復帰施設等	30
〈資 料〉	
◎避難行動要支援者名簿（障がい者一覧）	31
◎避難行動要支援者名簿（高齢者一覧）	32
◎高齢者・障がい者等実態把握及び緊急時支援連絡票	33

1 はじめに

(1) 目的

本マニュアルは、下野市において加齢や障がい等により身体的・肉体的ハンディキャップを持ち緊急時に迅速な判断や行動が懸念され支援を必要とする者(以下「要支援者」という。)に対する、風水害や地震等の自然災害が発生した場合や日常生活において体調が急変した場合(以下「災害時等」という。)における支援体制を整備することにより、要支援者の生命や身体を保護することを目的とします。

なお、災害時等における具体的な行動のマニュアルとするため、主に民生委員児童委員との連携と共同による要支援者の安否確認及び避難誘導等の方法を明確に示しました。

また、本マニュアルは、「下野市地域防災計画」(以下「市防災計画」という。)の第5節災害時要援護者対策に定められた「下野市避難行動要支援者対応マニュアル」として位置づけるものです。

※ 避難行動要支援者について、これまで「災害時等要援護者」と表記されていましたが、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成25年法律第54号。以下「改正法」という。)において、新たに「避難行動要支援者」として定義付けされました。このことから、下野市においても「避難行動要支援者」として表記を変更します。

(2) 対象者

本マニュアルでは、要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人、旅行者など、特に配慮を要する者)のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方々を避難行動要支援者といい、次に該当する者を対象とします。

〈対象者〉

1	65歳以上ひとり暮らし高齢者
2	65歳以上高齢者のみ世帯
3	身体障害者手帳所持者(1、2級)
4	療育手帳所持者(A、A1、A2)
5	精神障害者保健福祉手帳所持者(1級)

※ 上記以外の軽度障がい者、特定疾患患者福祉手当受給者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人及び旅行者等は、要配慮者と考えますが、これらの方々は、市地域防災計画における一般市民への支援の対象と位置づけ、本マニュアルにおいて、具体的な支援内容は記さないこととします。

2 平時の対応

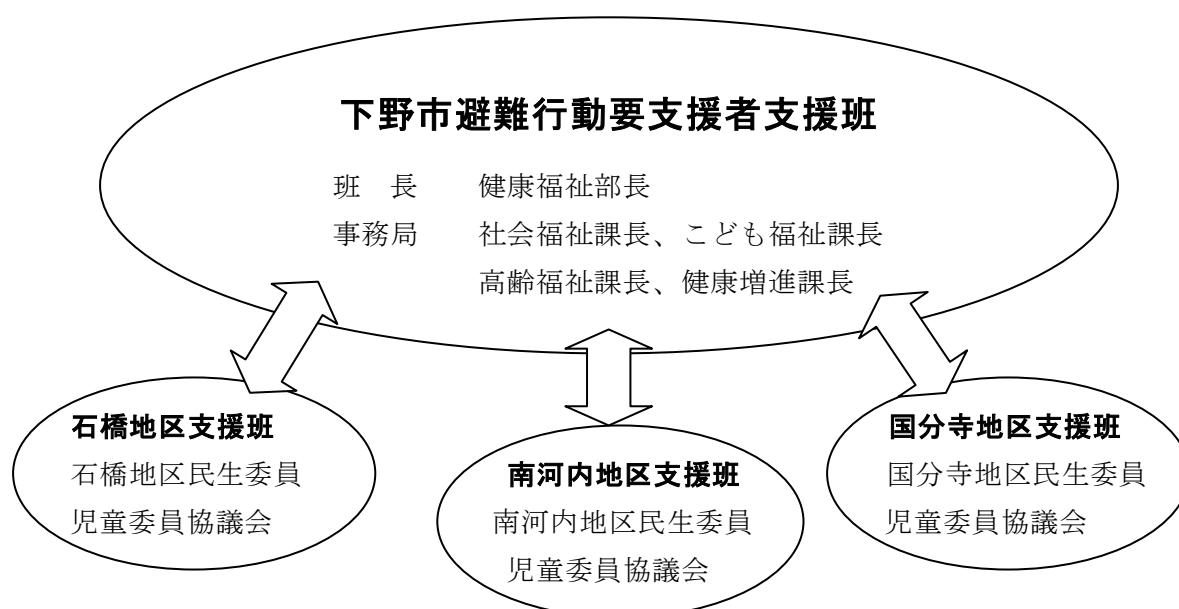
(1) 下野市避難行動要支援者支援班の設置（下野市健康福祉部）

要支援者の支援業務を的確に実施するため、庁内に健康福祉部局を中心とした横断的な組織として、下野市避難行動要支援者支援班（以下「支援班」という。）を設置します。

支援班は、各地区の民生委員児童委員協議会による支援体制（以下「地区支援班」という。）と連携を図りながら、災害時における要支援者の安否の確認及び避難所への誘導（以下「支援活動」という。）のために必要な体制整備に努めます。

また、災害時等には、連携のもと支援活動の中核として、各地区の民生委員児童委員協議会と連絡調整を行い事務局の役割を担います。

〈組織体制〉



〈支援班体制〉

班長	健康福祉部長
社会福祉班	社会福祉課長、社会福祉課
こども福祉班	こども福祉課長、こども福祉課
高齢福祉班	高齢福祉課長、高齢福祉課
健康増進班	健康増進課長、健康増進課

〈活動内容〉

① 社会福祉班

- 1 炊き出しのとりまとめ
- 2 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援
- 3 社会福祉施設の災害対策
- 4 災害弔慰金、災害援護金
- 5 社会福祉施設を避難所とする場合の協力

② こども福祉班

- 1 保育園児等の安全確保、避難
- 2 保育園児等の応急保育
- 3 保育園等教育・保育施設の災害対策
- 4 児童館等児童福祉施設を福祉避難所とする場合の協力

③ 高齢福祉班

- 1 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認
- 2 高齢者福祉施設の災害対策
- 3 高齢者福祉施設を福祉避難所とする場合の協力

④ 健康増進班

- 1 災害時の医療、助産活動
- 2 被災者の健康管理及びメンタルヘルスケア
- 3 医薬品、医療器具の供給確保
- 4 救護所の設置及び救護班の出動要請
- 5 日赤との連絡調整
- 6 健康増進施設の災害対策

※ 以降、このマニュアルでは、避難行動要支援者避難支援（社会福祉班、高齢福祉班の活動内容）を中心に記載いたします。

(2) 避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成と管理

災害時等の緊急時における支援活動及び要支援者の安否確認がスムーズに行えるよう、対象者の同意による登録制の名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）及び個別計画を作成し、管理することとします。また、実態把握調査は「新規登録」と「更新」とに分けて調査を行います。

① 実態把握調査

ア 調査対象世帯

- ・ 65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯（以下「高齢者世帯」という。）
- ・ 身体障害者手帳1級、2級所持者、療育手帳A、A1、A2所持者及び精神障害者保健福祉手帳1級所持者（以下「障がい者世帯」という。）

イ 新規登録の場合の調査方法

〈共通〉

- ・ 「高齢者・障がい者等実態把握及び緊急時支援連絡票」（以下「支援連絡票」という。）を基に行います。
- ・ 支援連絡票は、対象者の同意に基づく登録制とし、個別の支援プラン（個別計画）として活用するものとします。

〈高齢者世帯〉

- ・ 郵送等により支援連絡票を配布し、調査を実施します。

〈障がい者世帯〉

- ・ 手帳交付時等に支援連絡票を配布し、調査を実施します。

ウ 更新の場合の調査方法

〈共通〉

- ・ 平成27年度の調査により作成された避難行動要支援者名簿を基に名簿情報の更新調査を行います。

〈高齢者世帯〉

- ・ 民生委員児童委員が担当地区内対象者を戸別訪問により行います。

〈障がい者世帯〉

- ・ 身体障害者手帳所持者については、民生委員児童委員が担当地区内対象者を戸別訪問により調査を行います。
- ・ 身体障害者手帳所持者以外の対象者は、郵送等により調査を行います。

エ 調査項目

〈高齢者世帯〉

- ・住所、氏名、性別、生年月日、電話番号
- ・かかりつけの医療機関、同電話番号及び主な病気等
- ・災害時等の緊急時連絡先の住所、氏名、電話番号及び続柄

〈障がい者世帯〉

- ・住所、氏名、性別、生年月日、電話番号
- ・主な疾病、かかりつけの医療機関、同電話番号、身体の状態及び医療ケア
- ・主な同居家族の氏名、続柄、勤務先及び連絡先
- ・災害時等の緊急時連絡先の住所、氏名、電話番号及び続柄

オ 調査の時期

- ・平成27年度に実施した調査を基本とします。
- ・1年間かけて実態の把握に努めます。

② 避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成

申請のあった支援連絡票を基に、避難行動要支援者名簿として一覧表を作成します。

- ・高齢者世帯については、「避難行動要支援者名簿（高齢者一覧）」とし、高齢福祉課高齢福祉グループで作成します。
- ・障がい者世帯については、「避難行動要支援者名簿（障がい者一覧）」とし、社会福祉課障がい福祉グループで作成します。
- ・調査による避難行動要支援者名簿、又は個別計画の訂正が発生した場合は、毎年度これを訂正するものとします。

③ 避難行動要支援者名簿未登録者の対応

個人情報の取り扱い上、対象者の同意に基づく登録制となっているため、対象者の中で未登録となる方がいます。

これらの未登録者については、未登録者名簿として民生委員児童委員等に公表せず、支援班内で情報を管理します。

④ 避難行動要支援者名簿及び個別計画の管理

保管については、健康福祉部の幹事課であり、民生委員児童委員の担当でもある社会福祉課が「避難行動要支援者名簿」及び「個別計画」の原本を管理することとします。

(3) 避難行動要支援者名簿の民生委員児童委員等への配布

災害時等における民生委員児童委員等の迅速な対応を図るため、避難行動要支援者名簿を配布します。

また、民生委員児童委員のほか、必要に応じて自治会、自主防災組織、消防署、警察署などの関係機関等にも名簿を提供する場合があります。

① 避難行動要支援者名簿等の配布

ア 配布の時期

- ・実態把握調査の実施による避難行動要支援者名簿作成後とします。
- ・配布の際は、支援班班長の承認を受けるものとします。

イ 配布する名簿

- ・当該担当地区に係る要支援者のみの名簿とします。
- ・配布部数は1部とします。

ウ 配布する名簿の記載内容

- ・記載内容は、要支援者の「住所」、「氏名」、「性別」、「生年月日」、「電話番号」及び緊急時連絡先の「住所」、「氏名」、「電話番号」のみとし、担当民生委員の氏名を付するものとします。

② 避難行動要支援者名簿及び個別計画の補足

- ・毎年行う調査により行います。
- ・名簿の訂正後、速やかに支援班会議に諮り、民生委員児童委員に配布します。

③ 避難行動要支援者名簿及び個別計画の管理

避難行動要支援者名簿の配布を受けた民生委員児童委員は、災害や生命に影響する緊急時又は日常生活における個別の支援を目的とする民生委員活動以外の使用を制限して、個人情報保護に努めなくてはならないこととします。

なお、取り扱いについて遵守すべき詳細は、別に定めることとします。

(4) 災害時等安否確認連絡体制の整備

災害時等における要支援者の安否確認等を行政と各地区の民生委員児童委員協議会が連携して迅速に行うため、連絡体制を構築します。また、連絡体制は、情報伝達と安否確認結果報告の2つに分けます。

なお、必要な連絡と情報の伝達が短期間で行えるよう、地区支援班ごとにいくつかのグループに分け、それぞれのグループにグループリーダーを配置し、1つのグループは地域単位で7～8名の民生委員児童委員を構成員とします。

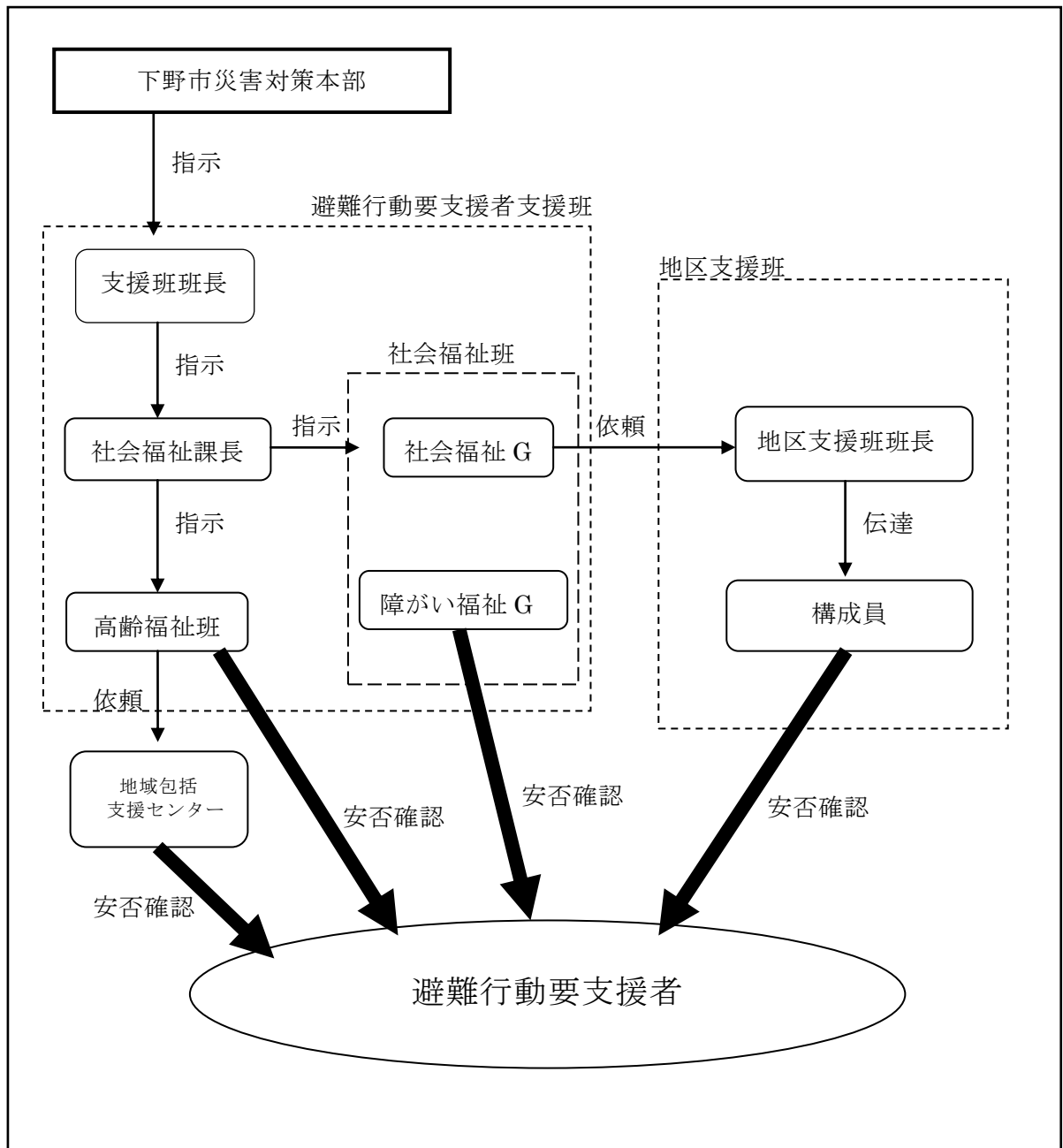
① 情報伝達の流れ

- ・支援班班長は、下野市災害対策本部からの指示に基づき、社会福祉課長に避難行動要支援者の状況を把握するように指示します。
- ・社会福祉課長は、受けた指示を社会福祉班と高齢福祉班に伝達します。
- ・社会福祉班（社会福祉グループ）は、地区支援班班長に避難行動要支援者の安否確認を依頼します。
- ・地区支援班班長は、連絡網により所属する地区支援班の構成委員に伝達します。
- ・高齢福祉班は、各地域包括支援センターに安否確認を依頼します。

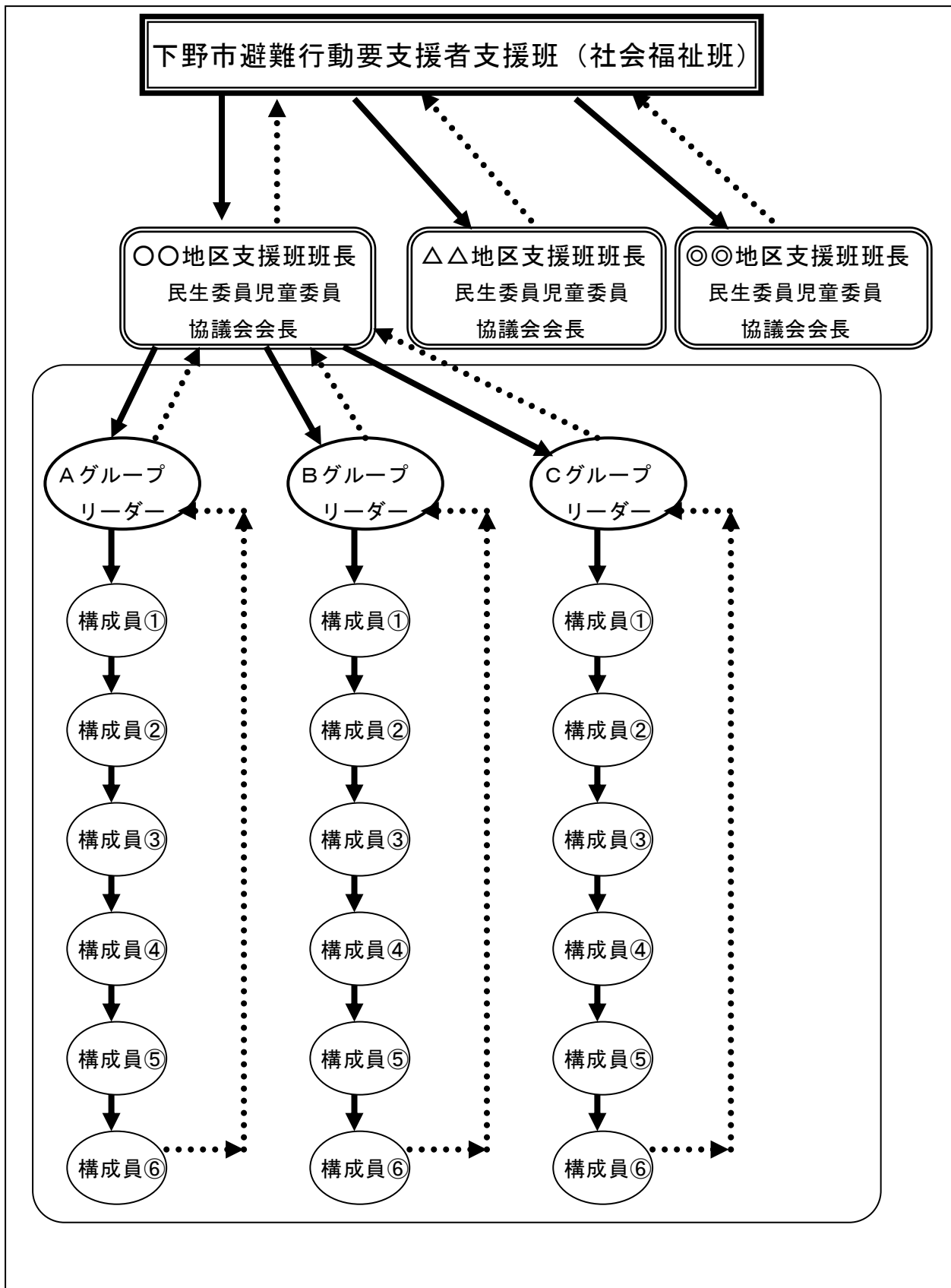
※安否確認にあたっては、地区支援班構成員の生命の安全を確保するため、原則として電話連絡により行います。また、電話連絡の役割分担については、以下のとおりです。

	連絡対象の避難行動要支援者	連絡の役割分担
1	65歳以上 一人暮らし高齢者	高齢福祉班、地域包括支援センター
2	65歳以上 高齢者のみ世帯	地区支援班（民生委員児童委員）
3	身体障害者手帳所持者（1、2級）	
4	療育手帳所持者（A、A1、A2）	社会福祉班（障がい福祉グループ）
5	精神障害者保健福祉手帳（1級）	
6	難病患者等福祉手当受給者	

【情報伝達の流れ（全体）】



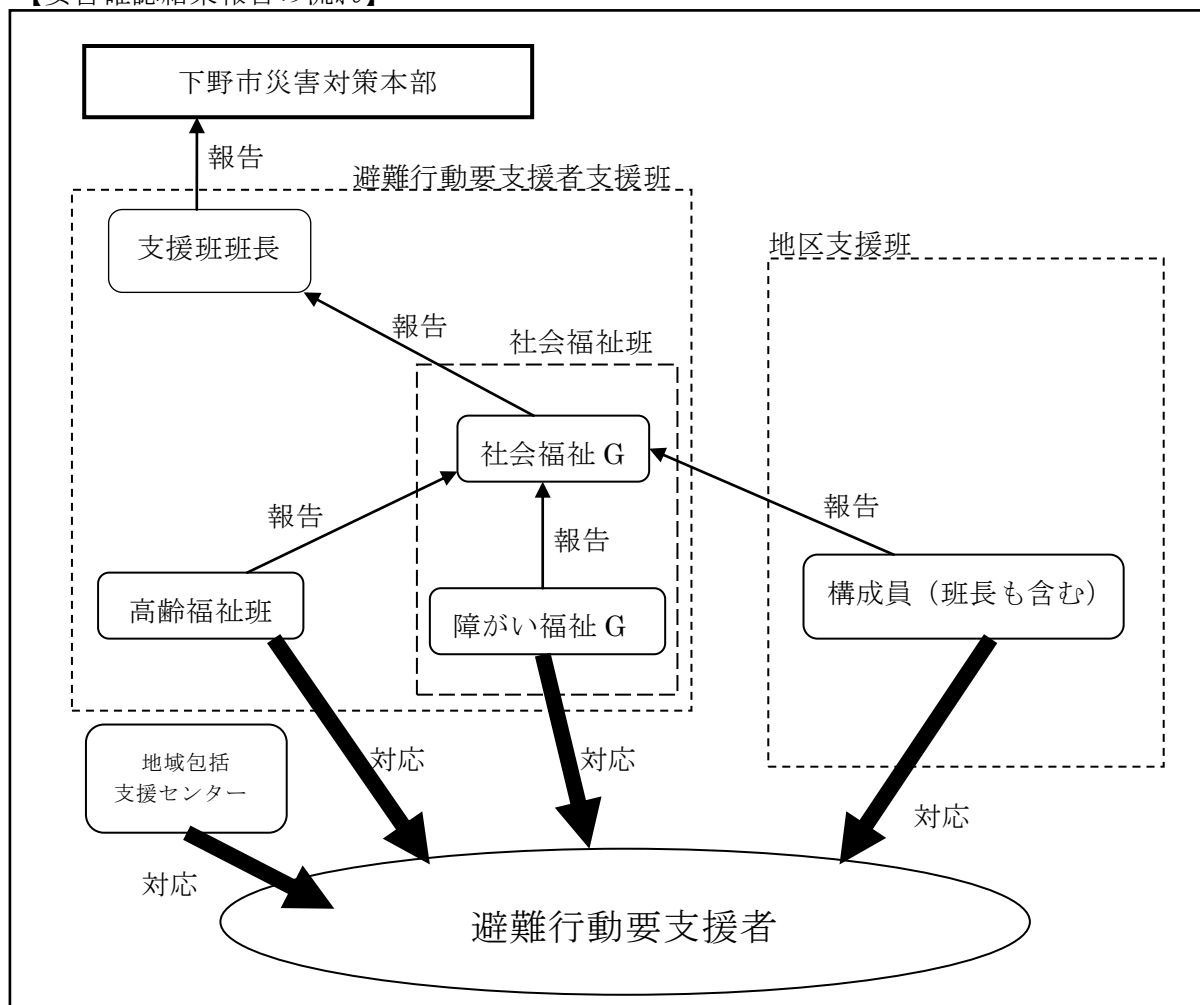
【情報伝達の流れ（地区支援班）】



② 安否確認結果報告体制

- 地区支援班構成員は、安否確認結果について社会福祉班（社会福祉グループ）に報告します。
- 報告の中で、避難行動要支援者に連絡がつかなかった場合や避難行動要支援者に何らかの対応が必要な場合には、社会福祉班（社会福祉グループ）が内容を確認し、高齢福祉班や社会福祉班（障がい福祉グループ）に報告し、対応を依頼します。
- 地区支援班構成員は、高齢福祉班や地域包括支援センター、社会福祉班（障がい福祉グループ）と連携しながら、避難支援を行います。
- 高齢福祉班及び社会福祉班（障がい福祉グループ）は、対応状況や安否状況を社会福祉班（社会福祉グループ）に報告します。
- 社会福祉班（社会福祉グループ）は、報告を受けた対応状況や安否状況を支援班班長に報告します。
- 支援班班長は、下野市災害対策本部に避難行動要支援者の避難状況等を伝達します。

【安否確認結果報告の流れ】



③ 連絡及び情報の伝達方法（手段）

公共の通信手段を基本として、携帯電話によるメッセージ斉発信機能、NTT災害用伝言ダイヤル及び公衆電話等の活用について検討します。

なお、現時点では、災害時等には、通信手段が遮断又は規制が予測されることから、次の優先順位により行うこととします。

ア 普通電話

最も一般的で、確実な通信手段ですが、地震等の被害による通信網の遮断や通話が集中して規制がかかる危険性が大きいと考えられます。

しかしながら、他の通信手段が整備されるまでの連絡手段として活用します。

A 公衆電話の活用

災害時等において、公衆電話については、規制がかからないことから、公衆電話の設置場所及び電話番号を連絡手段として調査を行います。

B NTT災害用伝言ダイヤル（ダイヤル171）

普通電話、携帯電話が不通となった場合は、伝言ダイヤルを活用して、民生委員児童委員に対し、行政からの必要な情報の発信と連絡を行います。

平時において、伝言ダイヤルの利用方法について、確認し、模擬体験を実施します。

■ダイヤル171利用方法

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行います。

- ① 171をダイヤル
- ② 録音または再生を選ぶ。 録音の場合は「1」、再生の場合は「2」
- ③ 被災地の方の電話番号を入力する。
伝言ダイヤルセンターに接続されます。
- ④ メッセージの録音、再生 「1#」を押してガイダンスに従います。
- ⑤ 終了

※ 毎月1、15日は、体験することができるので、支援班、地区支援班構成員は、各自で模擬体験を行い、災害時等に備えることとします。

■災害時の市の情報登録

市（支援班）が災害時に民生委員宛ての情報発信と連絡を録音する時は、次の番号を使用します。

- ☎ 0285-52-1112 （社会福祉課） 平成28年4月下旬まで
☎ 0285-32-8899 （社会福祉課） 平成28年5月6日～

イ 携帯電話（メールを含む）

通信網の遮断の可能性は普通電話より低いですが、通話の集中による通話規制等、つながりにくくなる危険性はより大きいと考えられます。

ウ 訪問による直接伝達

一切の通信手段が、途絶えた場合は、民生委員児童委員宅を直接訪問して行います。

（５）福祉避難所の整備

① 福祉避難所の確保

特別な配慮を要する要支援者が、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、少しでも不安を解消して生活ができる体制を整備した避難所（以下「福祉避難所」という。）を地区毎に確保します。

下野市地域防災計画において、次の施設を福祉避難所としています。

〈福祉避難所一覧〉

施設名	所在地	電話番号	利用可能 人 員 (人)	炊出し 能 力	延 床 面 積 (㎡)	対象地区名
保健福祉センター ゆうゆう館	小金井 789	43-1231	790	○	4,731	国分寺地区
保健福祉センター きらら館	下古山 1220	52-3711	700	○	4,199	石橋地区
ふれあい館	三王山 698-5	47-1126	620	○	3,744	南河内地区

② 医療支援スタッフの確保

医師会や看護協会等の地元医療関係機関と連携を図り、災害時等に福祉避難所において要支援者の健康管理や医療相談等に当たる医療支援スタッフを確保します。

③ 避難所での情報伝達体制の確立

福祉避難所において、情報の収集が困難な要支援者に対して、情報を提供できるよう、社会福祉協議会等と連携し、視覚障害者のための受信機器、情報通信機器の整備に努めます。

(6) 防災学習会・防災訓練の実施

① 要支援者支援防災学習会の開催

支援班と地区民生委員児童委員との連携において、地域住民や関係団体等にも参加を呼びかけて、住民が主体となって、地域の防災対策や要支援者対策を具体的に考える要支援者支援防災学習会を開催します。

② 安否確認連絡訓練の実施

地区民生委員児童委員の協力を得て、地域住民や関係団体等にも参加を呼びかけて、要支援者と支援者が一緒に参加し、避難誘導や安否確認等を実施するなど、実践的な要支援者参加型の防災訓練を実施します。

(7) 要支援者支援人材育成・普及啓発活動

① 要支援者支援体制の整備

要支援者の支援は、地域における自主防災組織を軸に、自治会、地元消防団等の地域の組織力と警察署や消防署等の公共の組織力に合わせ、社会福祉協議会をはじめとする福祉団体等の連携とボランティア体制の確立が重要となります。

しかしながら、これらの体制整備には市防災計画において位置づけられる自主防災組織の整備が必要不可欠であることから、本マニュアルでは、行政と地区民生委員児童委員による体制の整備にとどめ、関連機関やボランティアとの連携による体制の整備は今後の課題として継続的に協議・検討することとします。

また、災害ボランティアセンターの設置運営について定めた、「災害時対応マニュアル」についても、本マニュアルとは別に整備することとします。

② 要支援者支援活動を担う人材の育成

地域の要支援者支援活動を継続的・専門的に担う人材育成のため、地区民生委員児童委員やボランティア団体、自主防災組織等を対象に研修会等を開催します。

③ 要支援者の防災知識の普及啓発

要支援者自身が防災に関心を持ち、正しい知識を身に付けられるよう、防災知識の普及啓発を図ります。

(8) 体制の強化

① 県及び他の市町村との協力体制の確立

県南健康福祉センターや災害援助協定を締結した他の市町と図上訓練を実施したり、要支援者に必要な物資の備蓄状況や支援スタッフの派遣可能人数等の情報を定期的に交換するなど、災害時の要支援者支援に関する協力体制を確立します。

② 民間福祉避難所の指定

福祉避難所の確保するため、市内の社会福祉法人等の施設に対して協定を結ぶことに努めます。

③ 社会福祉施設相互間の協力体制の構築

管内の社会福祉施設に働きかけ、災害により施設が被害を受けた場合に、入所者の生活支援を相互に行うことができるよう、社会福祉施設間の協力体制を構築します。

3 要支援者自身の防災対策

(1) 障がいに応じた必需品の準備

災害発生直後は、平常のルートによる確保・供給や外部からの支援が困難となることから、一般的に必要なと言われる3日分の食糧及び飲料水の備蓄や緊急時の持ち出し袋等の準備のほか、要支援者が必要とする医薬品や装具、酸素吸入器などの物品を最低でも3日分は、要支援者自身で準備してもらいます。

(2) 防災訓練への積極的参加

要支援者には、市や自治会等で行われる防災訓練等には積極的に参加してもらい、避難経路や避難所等を確認するなど、日頃から防災意識の高揚に努めてもらいます。

4 日常生活における災害時等の対応

要支援者の多くは、身体的又は精神的な不安を抱えており、平素の日常生活においても突発的な異変が予測されます。

また、要支援者は、インフルエンザをはじめとする感染症が市内に発生した時には、影響を受ける可能性が大きく、生命にも影響を及ぼすものと思われます。

風水害及び震災等の災害発生時以外においても、要支援者への支援体制の整備が必要といえます。

(1) 日常生活における要支援者支援

① 要支援者の定期的訪問等

民生委員児童委員は、要支援者が高齢者及び身体障がい者等であることから、体調の急変等が予測され、不測の事態を回避するための見守りが必要と思われます。

民生委員児童委員は、各自の判断と担当地区の状況及び要支援者の日常生活状況等により、避難行動要支援者名簿に基づき、定期的な地区内の要支援者訪問等により、安否の確認及び体調等の見守りを行います。

② 要支援者の総合的・包括的支援

民生委員児童委員は、訪問又は日常において、要支援者の身体的・精神的異常を確認した時は、要支援者からの相談を受けるとともに、必要に応じて、地域包括支援センター又は行政（下野市健康福祉部関係各課）等に連絡をすることとします。

連絡を受けた地域包括支援センター及び行政等は、直ちに当該要支援者の状況を確認し、関係するケアマネジャーやその他の関係者と連絡調整のうえ、介護サービスをはじめ必要な行政サービスの提供等、総合的・包括的な日常生活の支援により、在宅生活の継続を図ります。

（２）感染症等の発生時における要支援者支援

① 要支援者一斉確認の要請

支援班班長は、インフルエンザをはじめとする感染症等が市内に発生し、要支援者の健康状態を緊急に確認する必要があると判断した時は、地区支援班班長に災害時等安否確認連絡体制による要支援者の一斉確認を要請するものとします。

ただし、新型インフルエンザの発生時には、別に定める対応マニュアルを優先し、本マニュアルによる対応は、補足的に行うものとします。

② 要支援者一斉確認の実施

支援班班長より要支援者の一斉確認の要請を受けた地区支援班班長は、直ちに地区支援班内の各グループリーダーに連絡して要支援者の健康状態を確認するものとします。

③ 状態確認による要支援者支援

地区支援班による要支援者の健康状態の確認後、問題が確認された場合は、直ちに必要な措置（入院、往診の手配等）及び支援（通院介護、ヘルパー派遣等）を地区支援班、各地域包括支援センターを中心として、その他の関係機関が連携をとりながら行うものとします。

5 災害発生時の対応（風水害、震災等）

～風水害編～

（1）災害発生の可能性が高まった段階から救出救命期（災害発生後6時間）までの対応

① 災害対策本部の設置と連携

災害時において、その対策の責務を遂行するために必要と認められるときは、下野市災害対策本部が設置されます。

支援班は、災害対策本部が設置された場合には、市災害対策本部に設置される健康福祉部門活動班として、市災害対策本部の指示のもと、関係機関及び他の活動班と連携して要支援者への「風水害時における避難準備情報」の伝達や要支援者の避難誘導、安否確認を行います。

② 避難準備情報の伝達

市災害対策本部は、予警報等により風水害等の災害発生が予見される場合には、人的被害の可能性が高まった段階で、避難の勧告・指示に先立ち避難準備情報を発令します。

支援班は、民生委員児童委員からなる地区支援班を通して、避難準備情報を要支援者に伝達します。

③ 避難誘導

ア 事前誘導

市災害対策本部が設置され、市防災計画に定める風水害時における要避難区域において避難指示又は避難勧告等の情報が発令されます。

連絡を受けた地区支援班は、一般住民に先駆けて、要援護者の準備完了後直ちに、要支援者を市防災計画に定める指定避難所（以下「避難所」という。）に避難させます。

（ ⇒ P. 27 「指定避難所一覧」を参照）

その場合、迫り来る想定される被害を回避することを最優先に安全を確保しながら迅速に各避難所へ誘導します。

イ 事後誘導

災害の発生後においては、市災害対策本部の指揮の下、警察、消防機関における救出作業を優先し、連携を図りながら、要支援者の安全の確保と避難所への誘導に努めます。

※ 避難誘導後の各避難所における、食事や毛布他の必要物品の配布等、基本的な対応は、市防災計画に基づく市災害対策本部に対応を委ねることになります。

以降、本マニュアルにおける各避難所での対応は、要支援者に必要な独自の対応を記すものであり、一般の避難者全員への対応とは異なります。

④ 安否確認

ア 在宅の要支援者の安否情報の把握

- A 地区支援班は、各避難所において、予め把握している避難行動要支援者名簿を基に要支援者の安否確認を開始します。
- B 地区支援班は、各避難所において、安否確認ができない要支援者がいる場合は、速やかにその要支援者宅に安否確認に向かいます。
- C 地区支援班班長は、要支援者の安否が確認できない場合は、速やかに、その旨を支援班に報告します。
- D 支援班は、各避難所や「支援連絡票」又は「避難行動要支援者名簿」に記載されている緊急時連絡先に照会するなど安否不明の要支援者の所在確認をするとともに、災害対策本部と連携して、必要に応じて、消防や警察等に安否不明の要支援者の捜索と救助を要請します。
- E 支援班は、要支援者の安否確認情報を集約し、逐次、市災害対策本部に報告します。

イ 社会福祉施設等を利用している要支援者の安否情報等の把握

支援班は、市内の社会福祉施設等についても被害状況や負傷者等の情報を集約し、市災害対策本部に報告します。

(⇒ P.28 「確認を要する社会福祉施設一覧」を参照)

(2) 避難救命期（災害発生後6時間～72時間程度）までの対応

① 県及び他市町村への応援要請

被害の状況等を把握し、必要があると認めるときは、県や災害援助協定を締結した市町に対して、要支援者に必要な物資の提供や支援スタッフの派遣、社会福祉施設等への緊急一時入所等を要請します。

② 福祉避難所及び民間福祉避難所の開設

予め指定していた保健福祉センター等について、施設の安全を確認するとともに、身体介助や医療相談等の必要な生活支援の提供体制が整備され次第、福祉避難所として開設します。

また、協定締結法人については、「福祉避難所設置・運営マニュアル」に基づき、福祉避難所として開設を要請します。

③ 福祉避難所の運営

ア 医療支援スタッフの配置

要支援者の健康管理や医療相談等にあたるよう、医師会や看護協会の地元医療関係機関と連携し、市の保健師や地元医療関係者を配置します。

イ 情報の提供

要支援者にも情報がもれなく伝達されるように、複数の情報伝達手段を使って情報を提供します。

聴覚障がい者	掲示板の貼り紙、広報紙等の文字情報 テレビ・ラジオ放送等の手話通訳
視覚障がい者	構内放送等の音声情報、テレビ、ラジオ

ウ 相談窓口の設置等

要支援者のニーズを把握するため、福祉避難所における要支援者のための相談窓口を設置するとともに、各避難所への巡回相談などを実施します。

エ ニーズに応じた物資等の提供

福祉避難所や各避難所における要支援者のニーズに応じた生活用品や物資等を提供するように努めます。

オ 福祉避難所等への移送

各避難所における要支援者の定期的な体調把握に努め、福祉避難所での対応が適切であると判断した場合は、要支援者を順次、福祉避難所に移送します。

また、医療機関での治療が必要となった場合は、要支援者を速やかに病院に搬送する手続きをします。

④ 放置すると生命に関わる疾病を有している要支援者への対応

支援班は、人工透析を必要とする慢性腎障がい者や特定の医薬品が不可欠な難病患者、酸素供給装置等を必要とする低肺機能者など、放置すると生命に関わる疾病を有している要支援者について、支援連絡票から対象者を把握し、その所在を確認するとともに、医療機関等と連絡調整を図り、人工透析患者を受け入れる体制や、必要な医薬品、酸素供給装置などを確保します。

(3) 応急対策期（災害発生後72時間～1週間程度）までの対応

① 支援スタッフの配置

福祉避難所において自分の力だけでは生活が困難な要支援者に対しては、介護等の必要性に応じて、生活行動を支援するスタッフを配置します。

日常的な行動に介護を要する者	ホームヘルパー
聴覚障がい者	手話通訳ボランティア
視覚障がい者	ガイドヘルパー

② ボランティアとの連携

災害時には、一般のボランティアを中心に社会福祉協議会及びボランティア団体等の連携によるボランティアセンターの設置が見込まれるので、必要な場所に要支援者支援のためのボランティアの配置を優先します。

ボランティアの活動に対するニーズは刻々と変化するため、支援班、地区支援班は、随時、ニーズの把握に努め、情報を共有し、ボランティアに最新の情報を提供します。

③ 要支援者の特性に配慮した物資等の配布

日常的に使われる物資等が要支援者の特性によって異なるため、福祉避難所における相談窓口の設置や各避難所への巡回相談などにより要支援者のニーズを把握し、要支援者の特性に配慮した物資等の配布に努めます。

高齢者	車いす、携帯トイレ、紙おむつ
身体障がい者	車いす、携帯トイレ、紙おむつ、ストーマ装具

(4) 復旧期（1週間～2週間程度）までの対応

① 要支援者への相談体制の整備

ア 避難行動要支援者総合相談窓口の設置

福祉避難所に避難行動要支援者総合相談窓口を設置し、総合的な保健福祉に関する相談等を行います。

スタッフは、健康福祉部職員や社会福祉協議会職員、手話通訳などの専門のボランティアの中から人選します。

イ 巡回相談の実施

健康福祉部の職員、保健師等による巡回相談チームを編成し、要支援者の実態調査、ニーズの把握に努め、必要な健康相談や保健指導を行います。

〈巡回相談の実施方法〉

- 1 実態調査、ニーズの把握には、「支援連絡票」又は「避難行動要支援者名簿」により、迅速かつ効果的に行います。
- 2 各避難所においては、対面調査による要支援者の実態調査、ニーズの把握に努めます。
- 3 福祉避難所の開設においては、各避難所責任者からの報告に基づき、要支援者の実態調査、ニーズの把握を行います。
- 4 在宅の要支援者については、地区支援班（民生委員児童委員）と連携し、個別訪問による要支援者の実態調査、ニーズの把握を行います。

② 要支援者に対するメンタルヘルスケアの実施

災害発生時の恐怖や避難所での厳しい生活等から、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の心配があるため、被災した要支援者に対するメンタルヘルスケアが重要です。

健康増進班が県の専門機関職員等と連携し、メンタルヘルスケアを実施します。

（５）復興対策期（２週間～）の対応

① 保健福祉サービスの提供

巡回相談チームによる実態調査とニーズの把握に基づき、必要な保健福祉サービスを継続的に提供するために、調査の集約やニーズ量を算出し、保健福祉サービス事業者と調査を行い、サービスの提供を開始します。

② 要支援者の優先入居

市は、要支援者の住居の損害が大きく、避難生活が長期化する場合には、仮設住宅が設置されます。

要支援者やその家族は、身体的・精神的な負担が大きいことから、一般の被災者に優先して、仮設住宅に入居させます。

～震災編～

(1) 災害発生直後から救出救命期（災害発生後6時間）までの対応

① 災害対策本部の設置と連携

災害時において、その対策の責務を遂行するために必要と認められるときは、下野市災害対策本部が設置されます。

支援班は、災害対策本部が設置された場合には、市災害対策本部に設置される健康福祉部門活動班として、要支援者の避難誘導、安否確認を行います。

② 避難誘導

地震等の地域における被害が甚大であると判断した場合、地区支援班は、自身の家族の安全を確保した後、直ちに、要支援者を市防災計画に定める指定避難所（以下「避難所」という。）に避難させます。

（ ⇒ P.27 「指定避難所一覧」を参照）

※ 避難誘導後の各避難所における、食事や毛布他の必要物品の配布等、基本的な対応は、市防災計画に基づく市災害対策本部に対応を委ねることになります。

以降、本マニュアルにおける各避難所での対応は、要支援者に必要な独自の対応を記すものであり、一般の避難者全員への対応とは異なります。

③ 安否確認

ア 在宅の要支援者の安否情報の把握

A 地区支援班は、各避難所において、予め把握している避難行動要支援者名簿を基に要支援者の安否確認を開始します。

B 地区支援班は、各避難所において、安否確認ができない要支援者がいる場合は、速やかにその要支援者宅に安否確認に向かいます。

C 地区支援班班長は、要支援者の安否が確認できない場合は、速やかに、その旨を支援班に報告します。

D 支援班は、各避難所や「支援連絡票」又は「避難行動要支援者名簿」に記載されている緊急時連絡先に照会するなど安否不明の要支援者の所在確認をするとともに、災害対策本部と連携して、必要に応じて、消防や警察等に安否不明の要支援者の捜索と救助を要請します。

E 支援班は、要支援者の安否確認情報を集約し、逐次、市災害対策本部に報告します。

イ 社会福祉施設等を利用している要支援者の安否情報等の把握

支援班は、市内の社会福祉施設等についても被害状況や負傷者等の情報を集約し、市災害対策本部に報告します。

（ ⇒ P.28 「確認を要する社会福祉施設一覧」を参照）

(2) 避難救命期（災害発生後 6 時間～7 2 時間程度）までの対応

① 県及び他市町村への応援要請

被害の状況等を把握し、必要があると認めるときは、県や災害援助協定を締結した市町に対して、要支援者に必要な物資の提供や支援スタッフの派遣、社会福祉施設等への緊急一時入所等を要請します。

② 福祉避難所及び民間福祉避難所の開設

予め指定していた保健福祉センター等について、施設の安全を確認するとともに、身体介助や医療相談等の必要な生活支援の提供体制が整備され次第、福祉避難所として開設します。

また、協定締結法人については、「福祉避難所設置・運営マニュアル」に基づき、福祉避難所として開設を要請します。

③ 福祉避難所の運営

ア 医療支援スタッフの配置

要支援者の健康管理や医療相談等にあたれるよう、医師会や看護協会の地元医療関係機関と連携し、市の保健師や地元医療関係者を配置します。

イ 情報の提供

要支援者にも情報がもれなく伝達されるように、複数の情報伝達手段を使って情報を提供します。

聴覚障がい者	掲示板の貼り紙、広報紙等の文字情報 テレビ・ラジオ放送等の手話通訳
視覚障がい者	構内放送等の音声情報、テレビ、ラジオ

ウ 相談窓口の設置等

要支援者のニーズを把握するため、福祉避難所における要支援者のための相談窓口を設置するとともに、各避難所への巡回相談などを実施します。

エ ニーズに応じた物資等の提供

福祉避難所や各避難所における要支援者のニーズに応じた生活用品や物資等を提供するように努めます。

オ 福祉避難所等への移送

各避難所における要支援者の定期的な体調把握に努め、福祉避難所での対応

が適切であると判断した場合は、要支援者を順次、福祉避難所に移送します。

また、医療機関での治療が必要となった要支援者を速やかに病院に搬送する手続きをします。

④ 放置すると生命に関わる疾病を有している要支援者への対応

支援班は、人工透析を必要とする慢性腎臓がい者や特定の医薬品が不可欠な難病患者、酸素供給装置等を必要とする低肺機能者など、放置すると生命に関わる疾病を有している要支援者について、支援連絡票から対象者を把握し、その所在を確認するとともに、医療機関等と連絡調整を図り、人工透析患者を受け入れる体制や、必要な医薬品、酸素供給装置などを確保します。

(3) 応急対策期（災害発生後72時間～1週間程度）までの対応

① 支援スタッフの配置

福祉避難所において自分の力だけでは生活が困難な要支援者に対しては、介護等の必要性に応じて、生活行動を支援するスタッフを配置します。

日常的な行動に介護を要する者	ホームヘルパー
聴覚障がい者	手話通訳ボランティア
視覚障がい者	ガイドヘルパー

② ボランティアとの連携

災害時には、一般のボランティアを中心に社会福祉協議会及びボランティア団体等の連携による災害ボランティアセンターの設置が見込まれるので、必要な場所に要支援者支援のためのボランティアの配置を優先します。

ボランティアの活動に対するニーズは刻々と変化するため、支援班、地区支援班は、随時、ニーズの把握に努め、情報を共有し、ボランティアに最新の情報を提供します。

③ 要支援者の特性に配慮した物資等の配布

日常的に使われる物資等が要支援者の特性によって異なるため、福祉避難所における相談窓口の設置や各避難所への巡回相談などにより要支援者のニーズを把握し、要支援者の特性に配慮した物資等の配布に努めます。

高齢者	車いす、携帯トイレ、紙おむつ
身体障がい者	車いす、携帯トイレ、紙おむつ、ストーマ装具

(4) 復旧期（1週間～2週間程度）までの対応

① 要支援者への相談体制の整備

ア 災害時要支援者総合相談窓口の設置

福祉避難所に災害時要支援者総合相談窓口を設置し、総合的な保健福祉に関する相談等を行います。

スタッフは、健康福祉部職員や社会福祉協議会職員、手話通訳などの専門のボランティアの中から人選します。

イ 巡回相談の実施

健康福祉部の職員、保健師等による巡回相談チームを編成し、要支援者の実態調査、ニーズの把握に努め、必要な健康相談や保健指導を行います。

〈巡回相談の実施方法〉

- 1 実態調査、ニーズの把握には、「支援連絡票」又は「避難行動要支援者名簿」により、迅速かつ効果的に行います。
- 2 各避難所においては、対面調査による要支援者の実態調査、ニーズの把握に努めます。
- 3 福祉避難所の開設においては、各避難所責任者からの報告に基づき、要支援者の実態調査、ニーズの把握を行います。
- 4 在宅の要支援者については、地区支援班（民生委員・児童委員）と連携し、個別訪問による要支援者の実態調査、ニーズの把握を行います。

② 要支援者に対するメンタルヘルスケアの実施

災害発生時の恐怖や避難所での厳しい生活等から、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の心配があるため、被災した要支援者に対するメンタルヘルスケアが重要です。

健康増進班が県の専門機関職員等と連携し、メンタルヘルスケアを実施します。

(5) 復興対策期（2週間～）の対応

① 保健福祉サービスの提供

巡回相談チームによる実態調査とニーズの把握に基づき、必要な保健福祉サービスを継続的に提供するために、調査の集約やニーズ量を算出し、保健福祉サービス事業者と調査を行い、サービスの提供を開始します。

② 要支援者の優先入居

市は、要支援者の住居の損害が大きく、避難生活が長期化する場合には、仮設住宅が設置されます。

要支援者やその家族は、身体的・精神的な負担が大きいことから、一般の被災

者に優先して、仮設住宅に入居させます。

6 災害時等安否確認の実施の発令

災害時等で、各地区民生委員児童委員で構成する地区支援班の連絡体制により要支援者の安否確認の実施を発令する基準は、次のとおりとします。

(1) 日常生活における発令

支援班班長が必要と認めた時点で安否確認の実施を発令します。

ただし、発令の前段として、必要により高齢福祉課で希望するひとり暮らし高齢者又は障がい者を対象に福祉サービス事業として実施している「安否確認システム貸与事業」委託業者による利用者全員の状況の把握（以下「災害時安否確認システム」という。）を行い判断根拠とすることとします。

(2) 風水害時における発令

下野市災害対策本部長の指示により、支援班班長が安否確認の実施を発令します。

ただし、風水害が発生する恐れがあり、災害時安否確認システムにより、安否確認の必要性が生じた場合や、その他の情報により必要と認められる場合は、下野市災害対策本部の設置又は同本部長の指示を待たず、支援班班長が行うものとします。

(3) 震災時における発令

下野市災害対策本部長の指示により、支援班班長が安否確認の実施を発令します。

ただし、次の場合は、下野市災害対策本部の設置又は同本部長の指示を待たず、支援班班長が行うものとします。

① 震度5強以上の地震が下野市地内で観測された場合

原則、直ちに安否確認を各地区民生委員児童委員で構成する地区支援班の連絡体制により、安否確認の実施を発令します。

併せて、災害時安否確認システムによる利用者全員の状況の把握を行います。

② 震度5弱の地震が下野市地内で観測された場合

災害時安否確認システムによる利用者全員の状況の把握を直ちに行い、その結果、安否確認の必要性が生じた場合や、その他の情報により必要と認められる場合は、安否確認の実施を発令します。

③ 震度4の地震が下野市地内で観測された場合

支援班において、情報の収集に努め、必要により災害時安否確認システムによる利用者全員の状況の把握を行います。

〈参 考〉

◎災害時安否確認システム

ひとり暮らし高齢者又は障がい者で、日常生活の中で、体調の急変等に不安のある高齢者に対し高齢福祉課で福祉サービス事業として実施している「安否確認システム貸与事業」を活用し、委託事業者においてシステムにより災害時の安否の確認と被害の状況を把握するものです。

◎委託事業者における体制

【準備配備】

震度4以上の地震が下野市地内で発生したとき、又は風水害の発生する恐れがあるとき。

- ・委託事業者においては、確認のための準備体制を確立する。
- ・利用者からの通報があり、災害の影響と思われる場合は、市担当者（高齢福祉課）に連絡する。
- ・市の要請があった場合は、直ちに利用者全員の安否の確認と被害状況の把握を行う。
- ・安否の確認と被害状況の把握を行った場合は、速やかに市担当者（高齢福祉課）に報告する。

【警戒配備】

震度5弱以上の地震が下野市地内で発生したとき、風水害が発生したとき、または、その恐れが強まったとき。

- ・市の連絡を待たず、直ちに安否の確認及び被害状況の把握を行う。
- ・確認の状況は、逐次報告するものとし、特に被害が甚大な場合は、全体の確認を待たずに市担当者（高齢福祉課）に報告する。
- ・利用者からの通報等による情報収集に努め、併せて市担当者（高齢福祉課）に報告する。

〈指定避難所一覧〉

1 国分寺地区

施設名	所在地	電話番号	対象地区名
国分寺東小学校	柴 897-1	44-3161	旭ヶ丘・日出町・丸野町・ 駅東・柴
国分寺武道館	駅東 7-3-3	44-4246	
国分寺東児童館	駅東 7-4-1	44-2604	
コミュニティセンター友愛館	柴 1019-1	40-8111	
国分寺公民館	小金井 1127	40-5563	小金井上町・関根井・笹原・小金井北
国分寺小学校	小金井 4-2-3	44-0004	下町・仲町・鈴苺町
国分寺中学校	小金井 4-1-8	44-0050	駅前・川東・泉町
国分寺B & G海洋センター 体育館	小金井 277-2	44-5131	川北・川南
国分寺西児童館	小金井 5-22-1	44-0786	川東・泉町
国分寺西小学校	川中子 3278	44-0131	川西・国分・南国分・箕輪・紫
国分寺聖武館	国分寺 628-2	44-4227	
保健福祉センターゆうゆう館	小金井 789	43-1231	川北・下町
国分寺運動公園	小金井 277-2	44-5131	広域避難場所

2 石橋地区

施設名	所在地	電話番号	対象地区名
石橋高等学校	石橋 845	53-2517	石橋上町・寿町
石橋小学校	石橋 113	52-1131	石町・旭町・本町
石橋体育センター	大松山 1-7-1	52-1124	上大領・第1雇用促進団地・栄町・下大領・中大領・東前原・入の谷・グンゼ・富士見町・下石橋
スポーツ交流館	大松山 1-7-1	52-1124	
石橋北小学校	上古山 1932	52-1134	上大領・第1雇用促進団地・栄町・下大領・中大領・東前原・入の谷・グンゼ・富士見町・下石橋 上古山・若林・上原
古山小学校	下古山 612	52-1132	通古山・下古山
石橋中学校	石橋 1130	52-1130	上大領・上台・石橋上町・栄町・第2雇用促進団地・下古山
細谷小学校	細谷 693	52-1133	細谷・橋本

石橋図書館	大松山 1-7-3	52-1136	本町
グリムの館	下古山 747	52-1180	下古山
保健福祉センターきらら館	下古山 1220	52-3711	下古山
ふれあいセンター	下長田 146	52-1184	下長田
大松山運動公園	大松山 1-7-1	52-1124	広域避難場所

3 南河内地区

施設名	所在地	電話番号	対象地区名
南河内公民館	田中 681-1	48-2393	田中・仁良川
南河内体育センター	仁良川 1141	48-2392	下坪山・東根・磯部
仁良川コミュニティセンター	仁良川 1468	48-2007	仁良川
南河内中学校	薬師寺 986	48-0010	薬師寺・田中
薬師寺小学校	薬師寺 1412	48-0009	成田・町田・下文挟・薬師寺
ふれあい館	三王山 698-5	47-1126	三王山・谷地賀
吉田東小学校	中川島 7	48-5007	上川島・中川島・上吉田・三王山・谷地賀
南河内東体育館	本吉田 783	—	本吉田・下吉田・別当河原
南河内東公民館	本吉田 783	48-5511	本吉田・磯部
吉田西小学校	下坪山 959	48-5008	絹板・花田・上坪山・下坪山・東根
祇園小学校	祇園 2-21-3	48-5002	祇園・医大前
南河内第二中学校	祇園 4-16-3	40-6030	祇園・緑・医大前
緑小学校	緑 3-16-1	40-6601	緑・烏ヶ森
上三川高等学校	上三川町大字多功 994-4	53-2367	薬師寺
薬師寺コミュニティセンター	薬師寺 1387-25	48-5522	薬師寺
祇園原公園	祇園 3-4	—	広域避難場所
諏訪山公園	緑 1-2	—	
別処山公園	絹板 611-1	—	

〈確認を要する社会福祉施設一覧〉

1 児童福祉施設等

No.	施設の名 称	所 在	電話番号
1	吉田保育園	本吉田 783-1	48-5054
2	薬師寺保育園	薬師寺 2362-5	48-0063

3	グリム保育園	下長田 69	52-1127
4	こがねい保育園	小金井 1249-1	44-3377
5	しば保育園	駅東 6-10-3	44-2788
6	こども発達支援センターこぼと園	小金井 1146-6	44-6783
7	子育て支援センターつくし	小金井 789	43-1233
8	(私立) わかくさ保育園	薬師寺 3311-229	58-7438
9	(私立) あおば保育園	薬師寺 1584-6	48-5530
10	(私立) むつみ愛泉こども園	柴 769-25	44-0405
11	(私立) 第二愛泉幼稚園	柴 1403-12	44-2838
12	(私立) 薬師寺幼稚園	薬師寺 2362-5	48-0063
13	(私立) 第二薬師寺幼稚園	祇園 4-6-3	44-9988
14	(私立) 石橋幼稚園	石橋 535	53-0218
15	(私立) 野ばら幼稚園	中大領 386-1	53-5508
16	(私立) 愛泉幼稚園	小金井 4-12-8	44-7783
17	南河内児童館学童保育室	緑 3-5-4	44-8420
18	吉田東小学校学童保育室	中川島 7	48-1323
19	緑小学校学童保育室	緑 3-16-1	40-6335
20	薬師寺小学校学童保育室	薬師寺 713	48-1622
21	石橋小学校学童保育室	花の木 1-4	52-1175
22	古山小学校学童保育室第1	下古山 3-1-4	52-1174
23	古山小学校学童保育室第2	下古山 3-1-3	52-1334
24	石橋北小学校学童保育室	上古山 1922	52-0087
25	国分寺東児童館学童保育室	駅東 7-4	44-2604
26	国分寺駅西児童館学童保育室	小金井 5-22-1	44-0786
27	国分寺小学校学童保育室	小金井 4-2-3	43-1121
28	国分寺姿西児童館学童保育室	国分寺 1599-2	44-9318

2 老人福祉施設

No.	施設 の 名 称	所 在	電話番号
1	特別養護老人ホームいしばし	下古山 1174	52-1484
2	特別養護老人ホームまほろばの里	箕輪 441	44-5155
3	特別養護老人ホーム天寿荘	薬師寺 1131	48-5588
4	特別養護老人ホームにらがわの郷	仁良川 1651-1	47-1171
5	特別養護老人ホームいしばし苑	上古山 558-8	51-0151
6	特別養護老人ホームゆうがおの丘	下石橋 501-1	39-6640
7	介護老人保健施設お達者倶楽部	薬師寺 2472-5	47-1090
8	グループホームあすか	川中子 1465-1	40-0102

9	グループホーム仁良川苑	仁良川 1442	47-0022
10	グループホームいしばし	上古山 569-1	53-8866
11	グループホームふれんど下野	薬師寺 3178-6	39-6366
12	ゆうゆうケアステーション下野ショートステイ	笹原 108-28	44-6787
13	日新けあパレス	本吉田 771-1	38-7568
14	ふれんどショートステイしもつけ	薬師寺 3178-8	37-6031
15	介護付き有料老人ホーム新	小金井 2290-1	39-7230

デイサービスセンターについては、高齢福祉課で把握する名簿により対応

3 障がい者施設

No.	施設 の 名 称	所 在	電話番号
1	多機能事業所工房つばさ	箕輪 425-1	40-0388
2	国分寺学園	国分寺 1095-1	44-1478
3	エール	薬師寺 3150-1	40-7500
4	就労継続支援 B 型事業所なのはな・すみれ	(なのはな) 緑 3-5-3	44-8979
		(すみれ) 花の木 2-4-12	52-1161
5	地域包括支援センターゆうがお	石橋 950-2	53-4621
6	こども通園センターけやき	駅東 3-1-19	40-0909

◆災害及び緊急時の連絡先

※同居の方以外の連絡先（親族等）をご記入ください。

No.	氏名	住所	電話	続柄
①				
②				

◆その他の事項

情報伝達の留意点	(例：筆談、通訳者などの有無等)
避難時に携行する物 (必需品)	(例：常用薬、蓄便・蓄尿袋、紙おむつ、酸素バッテリー、補装具等)
その他、心配ごとや 困りごと	

情報の公開について

災害及び緊急時の支援に備え、この連絡票の情報を必要に応じ、公共機関、地域包括支援センター（高齢者に限る）及び担当民生委員へ公開することに同意します。

平成 年 月 日

本人署名

㊞

高齢者・障がい者等実態把握及び緊急時支援連絡票の記入について

- この連絡票への記入は、下野市にお住いの独居高齢者世帯、高齢者のみ世帯及び重度障がい者等の方を対象として行います。記入していただいた連絡票は、高齢者・障がい者等の実態把握や災害及び緊急時に支援を行うために使用します。支障のない方は、基本情報としてご記入くださるようお願いいたします。
- 災害及び緊急時とは、次のようなことをいいます。
 - 自然災害：自然現象を原因とするもので、暴風・暴雨・洪水・地震など
 - 社会災害：人的事故などを発端とするもので、交通事故・火災など
 - 緊急時：急な病気や大ケガなど
- 個人情報については、必ず秘密を厳守いたします。ただし、災害及び緊急時の支援に備え、この連絡票の情報を必要に応じ、公共機関、地域包括支援センター（高齢者に限る）及び担当民生委員へ公開いたしますので、この趣旨にご了解いただける方は、表記の同意欄に署名押印をお願いいたします。

この連絡票は、民生委員を通じて配付、回収いたしますので、ご協力くださるようお願いいたします。

☆お問い合わせ先☆ 下野市健康福祉部 高齢福祉課 ☎52-1115（高齢者）
社会福祉課 ☎52-1112（障がい者）